

四日市市告示第178号

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱（平成11年四日市市告示第358号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中小製造業者 中小企業者のうち、<u>製造業を営むものをいう。</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) <u>主たる事業所 国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。</u></p> <p>(6) <u>主たる研究所 国内において研究開発に従事する従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している拠点をいう。</u></p> <p>(7) <u>従業員 補助金の交付の対象となる企業に直接雇用されている者（派遣社員等を除く。）をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中小製造業者 中小企業者のうち、<u>製造業を主たる事業として営むものをいう。</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p>

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、主たる事業所又は研究所を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者とする。

(交付申請)

第6条 (略)

2 (略)

3 補助対象期間は、補助金交付決定日から1年以内とし、原則、年度を超えて実施することはできない。ただし、申請する事業が翌年度も実施されると見込まれる場合は、翌年度において本事業に係る交付申請ができるものとする。この場合、補助対象期間は、当初に交付決定を受けた年度から起算して2年間を限度とする。

4及び5 (略)

附 則

1及び2 (略)

3 この要綱は、第15条及び第16条の規定を除き、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

別表第2(第4条関係)

(1)及び(2) (略)

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、主たる事業所を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者とする。

(交付申請)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項の申請は、同種の補助対象事業につき1回とする。ただし、成長分野への新規参入事業について、次条第1項の規定により交付決定を受けた事業がその交付決定の日の属する年度内に完了しないときは、2回を限度とする。

4及び5 (略)

附 則

1及び2 (略)

3 この要綱は、第15条及び第16条の規定を除き、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

別表第2(第4条関係)

(1)及び(2) (略)

<p>(3) <u>原材料・部品等購入費：研究開発にかかると原材料及び副資材の購入に要する経費</u></p> <p>(4) <u>機械工具費：機械又は工具の試作、改良に要する経費</u> <u>機械又は工具の購入、借用、据付、又は試運転に要する経費</u></p> <p>(5) から (9) まで (略)</p>	<p>(3) <u>原材料・部品等購入費：原材料及び副資材の購入に要する経費</u></p> <p>(4) <u>機械工具費：機械又は工具の試作、改良、購入、据付又は借用に要する経費</u></p> <p>(5) から (9) まで (略)</p>
--	--

改正前

別表第3（第5条関係）

補助対象事業	自社研究開発事業	成長分野への新規参入事業
補助上限額	補助対象事業につき200万円	補助対象事業につき400万円
補助率	<u>補助対象経費の1/2以内</u>	<u>補助対象経費が500万円以内の場合は1/2以内、補助対象経費が500万円を超える場合は2/3以内</u>
件数の限度	日本標準産業分類の小分類の区分につき原則2件までとする	日本標準産業分類の小分類の区分につき原則2件までとする

改正後

別表第3（第5条関係）

補助対象事業	自社研究開発事業	成長分野への新規参入事業
補助上限額	補助対象事業につき200万円	補助対象事業につき400万円
補助率	<u>補助対象経費の1/2以内</u> <u>注：2か年計画の場合は、各年200万円を限度とし、2か年で合計400万円までとする。</u>	<u>補助対象経費が500万円以内の場合は1/2以内、補助対象経費が500万円を超える場合は2/3以内</u> <u>注：2か年計画の場合は、各年400万円を限度とし、2か年で合計800万円までとする。</u>
件数の限度	日本標準産業分類の小分類の区分につき原則2件までとする	日本標準産業分類の小分類の区分につき原則2件までとする

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)